

【標準的手法】

【6 章（標準的手法）－第 1 節（総則）及び第 2 節（リスク・ウェイト）関係】

＜政府関係機関等と共同で行う投資＞

【関連条項】 第 76 条第 4 項第 1 号

第 76 条-Q3 「政府関係機関等」と「共同で行う投資」とは、具体的にはどのような形態の投資が該当しますか。（令和 8 年 8 月 24 日追加）

(A)

自行（グループ傘下の投資専門子会社を含みます。）及び政府関係機関等が、同一のファンド又は事業法人に共に出資する状況が、これに該当します。投資事業有限責任組合に共同で出資する場合において、自行又は政府関係機関等が、無限責任組合員（GP／General Partner）であるか、有限責任組合員（LP／Limited Partner）であるかは問いません。

【関連条項】 第 76 条第 4 項第 1 号

第 76 条-Q4 「政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受ける」投資であるかは、どのように判断すればよいですか。（令和 8 年 8 月 24 日追加）

(A)

政府関係機関等が、民間金融機関によるリスクマネーの供給促進を目的に、政府の出資を含む財政上の措置を裏付けとして、当該投資において、例えば、ファンドの業務執行を担う無限責任組合員又は LP 出資における主な出資者となっている場合に、「当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受ける」ものと考えられます。具体例としては、株式会社地域経済活性化支援機構が行うファンドへの出資（ファンド運営会社を通じた出資を含む。以下本項において同じ。）や、株式会社日本政策投資銀行が特定投資業務において行う出資、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うファンドへの出資、株式会社産業革新投資機構が行うファンドへの出資等が、これに該当します。

※ 「LP 出資における主な出資者」と判定するには、政府関係機関等が行う当該投資が、民間金融機関によるリスクマネー（又は成長資金）の供給促進を目的とする点が、制度趣旨や投資方針に係る文書に明記されている必要があります。また、政府関係機関等の出資額については、例えば、当該ファンドに出資する各民間金融機関の平均的な出資額を下回らないなど、当該政府関係機関等による出資の当該ファンドにおける重要性を踏まえて判断するものとします。

【関連条項】第 76 条第 4 項

第 76 条-Q5 ファンドを通じた出資を行っている場合、どのようにリスク・ウェイトを算出すればよいですか。(令和 8 年 8 月 24 日追加)

(A)

ファンドを通じた出資については、政府関係機関等と共同で出資を行う場合も含めて、第 76 条の 5 (みなし計算) の規定に従って、リスク・ウェイトを算出することとなります。算出にあたっては、第 76 条の 5-Q1 から第 76 条の 5-Q10 もご参照ください。